

関東地方の県内の複数の市町村を構成団体とする一部事務組合であり、水道用水供給事業の経営に係る施設の建設及び維持管理等の事務を処理する地方公営企業である申立人が、原発事故後、管轄内の水から基準値を超えるセシウムが検出されたことへの対応に要した費用（放射性物質検査に関する費用、検査結果等の広報及び住民に対する説明に関する費用等）について、その後基準値を超える放射性物質が検出されていないこと等の事情も踏まえた上で、相当な範囲（ホームページ更新作業委託費用について平成23年度分及び平成24年度分各100%、平成25年度分50%、平成26年度分30%の範囲、放射線量測定器点検・校正業務委託費用について平成25年度分50%、平成26年度分0%の範囲。）で損害が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙第1記載の損害項目（別紙第2記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金620万0000円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、別紙第1記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年1月27日

(別紙)

第1 損害項目

1	時間外勤務休日勤務手当	金230万0000円
2	ホームページ関連費用	金220万0000円
3	液化窒素ガス購入費用	金80万0000円
4	測定機器等点検・校正委託費用	金90万0000円
	合計	金620万0000円

第2 期 間

- 1 第1第1項につき
平成23年3月11日から平成23年10月31日まで
- 2 第1第2項につき
平成23年4月15日から平成27年3月31日まで
- 3 第1第3項につき
平成23年6月1日から平成27年3月31日まで
- 4 第1第4項につき
平成25年6月28日から平成26年12月10日まで

以 上